

熊本市公報 (臨時)

第1444号

発行所 熊本市中央区手取本町1番1号
熊本市総務局行政管理部総務課
発行日 臨時発行

目 次

条 例

○熊本市学校教育施設整備基金条例(条例第1号)	50
○熊本市森づくり基金条例(条例第2号)	51

規 則

○保健衛生事務に関する権限委任規則の一部を改正する規則(規則第3号)	52
--	----

条 例

条 例 第 1 号
令和3年3月2日

熊本市学校教育施設整備基金条例を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市学校教育施設整備基金条例

(設置)

第1条 本市の学校教育施設の整備に要する経費の財源に充てるため、熊本市学校教育施設整備基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第4条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、第1条に定める目的のための経費に充てるものとし、剰余金のある場合には、これを基金に編入するものとする。

(処分)

第6条 基金は、第1条に定める目的のための事業の実施に必要な財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例第2号
令和3年3月2日

熊本市森づくり基金条例を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市森づくり基金条例

(設置)

第1条 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)第34条第1項各号に掲げる施策に要する費用に充てるため、熊本市森づくり基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第4条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、第1条に定める目的のための費用に充てるものとし、剰余金のある場合には、これを基金に編入するものとする。

(処分)

第6条 基金は、第1条に定める目的のための事業の実施に必要な財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

規則第3号

令和3年3月2日

保健衛生事務に関する権限委任規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西 一 史

保健衛生事務に関する権限委任規則の一部を改正する規則

保健衛生事務に関する権限委任規則(平成11年規則第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第8号中トからネまでをノからへまでとし、テをヌとし、その次に次のように加える。

ネ 法第44条の3の規定による新型インフルエンザ等感染症の感染を防止するための報告又は協力の求めに関する事。

第2条第8号中イからツまでをカからニまでとし、アをオとし、その前に次のように加える。

ア 法第15条の規定による感染症の発生の状況、動向及び原因の調査に関する事。

イ 法第15条の2及び第15条の3の規定による検疫所長からの通知に基づく調査に関する事。

ウ 法第16条の2の規定による協力の求め、勧告及び公表に関する事。

エ 法第16条の3の規定による検体の採取等に関する事。

第2条第8号に次のように加える。

ホ 法第50条の2の規定による新感染症の感染を防止するための報告又は協力の求めに関する事。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。